本件事業の完成により、西群馬病院と渋川総合病院の機能をそれぞれ引き継いだ本件地域における地域医療の中核的役割を担う基幹病院が整備され、老朽化した施設の更新が行われることなどから、本件地域の医療提供体制が強化されるなど、本件地域の地域医療の確保・充実に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者は、工事実施に伴う騒音等について、必要に応じて、低騒音・低振動型機械を使用するなど、周辺の生活環境に配慮することとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2)　失われる利益

起業者が、平成25年5月に任意で実施した動植物に関する調査によると、本件事業地内の土地において、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）等により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。

なお、本件事業地内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が4箇所存在するが、起業者は、渋川市教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)　事業計画の合理性

本件事業は、本件地域における地域医療の中核的役割を担う基幹病院の整備を主な目的として、西群馬病院と渋川総合病院の統合再編により、病床数450床で地上7階・地下1階建ての病院棟等、駐車場、緑地帯、ヘリポート等を有する新病院を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、医療法等の規格に適合していると認められる。

また、本件事業の起業地については、現在の西群馬病院及び渋川総合病院の敷地における増築又は建替えは困難であることから移転新設することとし、申請案のほか、渋川市金井地内及び渋川市半田地内の3案について検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、二次救急医療、災害拠点等の役割を担う医療施設としての立地条件が良いこと、造成期間が最も短いこと、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事の事業計画についても、施設の構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件地域は医療提供体制に乏しく隣接する前橋保健医療圏への依存関係が強いことなどから、できるだけ早期に新病院を整備し、本件地域の地域医療の充実を図る必要があると認められる。

また、渋川市自治会連合会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　渋川市企画部病院再編統合推進室（渋川総合病院内）

○国土交通省告示第千十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十五年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上町上沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と六十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県日光市高徳

字二ツ石　九九三番四

一〇〇四番地先道路敷

字カルイ沢　一〇〇四番地先水路敷

一〇〇四番

一〇〇六番

一〇一〇番

一〇一三番

一〇一四番地先水路敷

一〇一四番

一〇一五番

一〇一八番

一〇一九番

一〇二〇番

一〇二一番

一〇二二番

一〇二三番

一〇二四番

一〇二五番

一〇二六番

一〇二七番

一〇二八番

一〇二九番

一〇三〇番

一〇三一番

一〇三二番

一〇三三番

一〇三四番

一〇三五番

一〇三六番

一〇三七番

一〇三八番

一〇三九番

一〇四〇番

一〇四一番

一〇四二番

一〇四三番

一〇四四番

一〇四五番

一〇四六番

一〇四七番

一〇四八番

一〇四九番

一〇五〇番

一〇五一番

一〇五二番

一〇五三番

一〇五四番

一〇五五番

一〇五六番

一〇五七番

一〇五八番

一〇五九番

一〇六〇番

一〇六一番　一号から十四号まで

一一六三番　十五号から二十六号まで

○国土交通省告示第千十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十五年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

鹿島川

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を昭和二十四年建設省告示第百五十六号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県大町市平

字鹿島山　四九七五番三　一号から十一号まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱十二号から四十四号までを順次結んだ線及び標柱十二号と四十四号を昭和二十四年建設省告示第百五十六号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県大町市平

字鹿島山　四九七五番二　十二号から四十四号まで

高徳寺裏沢

砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県日光市高徳

字小入　一一六一番　一号から十四号まで

一一六三番　十五号から二十六号まで